



## 解雇補償への MPF 充当廃止について

### 1. 解雇補償への MPF 充当廃止について

香港政府トップの李家超（ジョン・リー）行政長官は 2023 年 4 月 28 日、企業が従業員に支払う解雇補償金を強制退職年金基金「強制性公積金計画（MPF）」の資金から充当できる制度について、2025 年 5 月 1 日に廃止すると発表しました。雇用期間のうち同日以降の分については、解雇補償金や長期服務金を MPF で相殺できなくなります。

現行の MPF 資金の充当制度は、企業が勤続 2 年以上の従業員に支払う解雇補償金または勤続 5 年以上の被解雇者や定年退職者に支払う長期服務金について、従業員名義の MPF 口座に企業と従業員が積み立てた資金のうち、企業側積み立て分を用いて相殺することを認めています。この制度が廃止されれば、勤労者の将来の保障が厚くなる一方、企業側にとっては労務コストが増えることとなります。

企業が実際に負担する解雇補償金または長期服務金は、制度廃止の初年度から 3 年目までは助成金によって 50%に抑えられます。その後は毎年段階的に企業負担の割合が引き上げられますが、25 年目までは企業が支払うべき金額の一部を政府が肩代わりする仕組みとなります。

### 2. 税務条例を再改正、EU の最新指針に対応

香港政府金融サービス・財務局の許正宇（クリストファー・ホイ）局長は 2023 年 5 月 8 日に開かれた立法会（議会）財政事務委員会で、今年 1 月に施行した税務条例の改正作業に着手したと明らかにしました。欧州連合（EU）の税務関連の最新ガイドラインに対応する目的となります。改正案には香港で実質的に経済活動を行っていない多国籍企業について、海外からの全ての受動的所得（配当や利子、特許使用料など）に課税を義務付ける内容を盛り込む方針で、2023 年 10 月をめぐりに立法会に改正案を提出し、2024 年 1 月の施行を目指すとしています。

所得の一部のみを課税の対象としていた条例改正案が 2022 年 12 月に可決された直後に、EU の税務関連のガイドラインが見直されたため、全ての受動的所得を対象とする内容で再改正を迫られる形となっています。

### 3. 人材誘致優遇を拡大、AI など含む 51 職種に

香港政府は 2023 年 5 月 16 日、人材確保計画で優遇する専門分野を指定した「人材リスト」の内容をこれまでの 13 職種から 51 職種に大幅に拡大すると発表しました。人工知能（AI）技術の専門家や助産師を含む医療専門家、大工などが新たに対象に加わります。

タレントリストに含まれる職種で、大卒資格（学士号）を持つ専門家や資格保有者、そして実務経験が豊富な方はビザ取得が優遇されます。通常、就労ビザ申請では香港のローカル人材では代替できないことを説明する必要がありますが、タレントリストに含まれる職業であれば説明は不要となります。51 の職種詳細は以下 URL から確認ができます（<https://www.talentlist.gov.hk/en/index.html>）。



## 4. 消費券第2弾で130億ドル配布

香港政府は2023年5月29日、2023/24年度（23年4月～24年3月）の電子消費券について、第2弾の配布計画を発表しました。7月16日から配布し、新たに受給対象となる人の登録も受け付けます。

23/24年度の配布額は、18歳以上の永久居民（永住権保持者）と一定基準を満たした中国本土出身者らが1人当たり5,000香港ドル、永住権はないが香港の身分証（IDカード）を持つ香港居民は外国人家政婦や外交官など一部を除き半額の2,500香港ドルとなっています。このうち第1弾として4月16日から永久居民らに3,000香港ドル、有資格の香港居民らに1,500香港ドルをそれぞれ給付しており、第2弾として7月16日から、永久居民らに残りの2,000香港ドル、有資格の香港居民らに1,000香港ドルを給付します。

新たな受給対象者と、既に受給対象者となっていて受け取り方法を変更する人は、電子消費券計画の専用ウェブサイト内に設置するプラットフォームから登録する必要があります。

### フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心16樓1629A-30室

電話：+852-2156-9698

担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士

[ka.yamaguchi@faircongrp.com](mailto:ka.yamaguchi@faircongrp.com)

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。